

文教施設分野における多様な PPP/PFI 事業等に関するオンラインセミナー ～包括的民間委託のすすめ～【セミナーで頂いた主な質問及び回答】

セミナーで頂いた主な質問及び質問への回答を公開します。

講演中に頂いた質問について、概ね、講演者が回答しています。講演中のご説明と重複する質問は割愛しておりますのでご了承下さい。

【回答者】 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

質問	回答
<p>・小規模な地方公共団体における PPP/PFI 事業の紹介をいただいています が、3万人規模の町レベルで、総事業費が10億円にも届かない規模でも、 実現可能性はありますでしょうか。</p>	<p>・PPP/PFI 事業への参画可能性は、民間事業者の意向調査や VFM 等を総合的に評価する必要があります。 PFI 事業については、50億円規模の事業が5割近くを占めますが、10億円未満の事業は1割以上あります。(平成30年度末時点内閣府調べ)</p>

【回答者】 東京都立大学 客員教授 山本康友 氏

質問	回答
<p>・包括的民間委託においては、建築基準法の12条に基づく点検も含むことは可能でしょうか。</p>	<p>・12条点検も事業範囲とすることが可能です。 先行事例では、12条点検を含めて、包括的民間委託の対象としたケースもあります。</p>
<p>・現在、大規模な施設改修を進めるにあたっての専門家への相談方法や優先順位の付け方などに頭を悩ませております。その中で、包括的な民間委託という事業手法では修繕をどのように考えていくのかを参考にさせていただきたいと思い参加させていただきました。 ・山本教授のご講演で一例としてありました、予防保全と事後保全区分表のようなものをどうやって作成するのか、専門家に調査を依頼すべきかなど、具体的な手法を教えてくださいありがとうございます。参考となるセミナーを開催していただきありがとうございました。</p>	<p>・予防保全と事後保全の組み合わせについては、部位別の標準的な耐用年数に加え、そのことにより、維持管理・運営上で、大きな支障となるものについては、予防保全の対象になりますが、すべての部位を予防保全にすると財政的に厳しくなりますので、それほど問題が生じないものは事後保全でも良いと考えます。 ・現在、川越市や新潟市で、このことについて、オープンにしていますので、ご参考にされても良いと思います。区分表の作成については、内部の職員でも可能ですが、難しい場合は、外部の有識者やコンサルタント等の専門家に支援を受けることも考えられます。</p>

文教施設分野における多様な PPP/PFI 事業等に関するオンラインセミナー ～包括的民間委託のすすめ～【セミナーで頂いた主な質問及び回答】

【回答者】 日本経済研究所

質問	回答
<p>・包括的民間委託を検討している段階で、包括委託は寡占化につながるのでは適切ではないとの指摘を受けた場合、このような指摘への対応としてどのように進めて、説明していくことが望ましいかご教示いただきたく、お願いいたします。</p>	<p>・包括的民間委託は、受託者は1者となりますが、各専門業者に再委託することが多くなっています。これまで、地元事業者に再委託するものや、大手事業者と地元事業者がJVを組成して受託する事例があり、発注者の方針を反映した評価基準とすることが重要です。</p> <p>・次期事業を検討する際にも、現況や方向性を勘案し、必要に応じて評価基準を調整することがポイントとなります。</p>
<p>・小規模修繕の範囲や金額はどの程度が一般的でしょうか。</p>	<p>・先行事例では、各団体が定める随意契約の上限額とする場合が見受けられます。</p>
<p>・包括的民間委託導入により、コストが削減されるとありますが、職員の負担分を民間にお願いすることで、逆にそのマネジメント分でコストが上がるといったことはないでしょうか。</p>	<p>・契約事務にかかっていた職員の負担については、契約が一本化されることにより、削減されることが見込まれます。</p> <p>全体コストの増減については、事業の目的や事業スキームにより異なります。</p>
<p>・民間側の受託事業者とは、工事事業者ではなく、コンサルが担うものという認識でしょうか。</p>	<p>・先行事例では、ビルマネジメントに精通する事業者が受託しています。</p>
<p>・工事事業者は地元業者を中心にお願いしたいわけですが、一方の工事事業者に仕事が偏るなど、これまでの自治体による入札のような公平性が担保されず、不平が出るということは懸念されないでしょうか。</p>	<p>・包括的民間委託について説明の場を設けるなど、地元の理解を得ること、また、民間事業者に対しては、地元活用にあたり、公平性を確保するよう明確に方針を示すなどの準備が考えられます。</p>
<p>・包括民間委託の契約期間について、何か制限はございますでしょうか。例えば、PFI並みの長期間の設定も可能なのでしょうか。</p>	<p>・事業期間が長期になれば、物価変動や大規模な修繕が必要となる等のリスクが発生します。導入の初期においては、公民共にリスクが少なく、民間事業者が参画しやすい事業期間とすることが望ましいです。</p> <p>なお、債務負担行為を設定する必要があります。</p>

文教施設分野における多様な PPP/PFI 事業等に関するオンラインセミナー ～包括的民間委託のすすめ～ 【セミナーで頂いた主な質問及び回答】

<p>・小規模修繕を含む事業において、修繕は都度発生し、検討段階でその費用やボリュームの把握が困難だと思いますが、そのあたりの検討の進め方や工夫点などあればご教示ください。</p>	<p>・実績をもとに検討します。 過去5年程度の修繕履歴は整理しておくことが望ましく、それをもとに費用の見積もり・予算を確保することが必要です。</p>
<p>・受託事業者をできれば地元事業者にしたいと考えますが、現状難しい場合、全国規模で公募することは可能でしょうか。</p>	<p>・サウンディングを実施するなど、広く事業を周知する工夫を講じることがポイントとなります。また、公募段階の事業者選定において、地元企業の活用を高く評価するなどの工夫も考えられます。</p>
<p>・小規模自治体です。現在、包括委託（1期目）を実施しておりますが、2期目の選定にあたり選定方法はどのような方法が多いでしょうか。1期目とは異なり、随意契約で1期目と同じ事業者と契約した事例はありますか。</p>	<p>・ほとんどの事例ではプロポーザル方式を実施しています。</p>
<p>・施設管理を指定管理で多くの自治体では行われていますが、今後は施設管理を指定管理方式から包括施設管理委託へと移行していく、検討していく自治体は増えていくと思われませんか。</p>	<p>・指定管理者制度、包括的民間委託、それぞれに特性（メリット・デメリット）があり、一概に指定管理者制度が包括的民間委託へ移行するとは言えません。 包括的民間委託は導入事例もまだ少ないため、導入事例が蓄積していく中で、効果が得られやすい施設や事業スキームが整理されてくるものと考えられます。</p>

文教施設分野における多様な PPP/PFI 事業等に関するオンラインセミナー ～包括的民間委託のすすめ～ 【セミナーで頂いた主な質問及び回答】

【回答者】 北上市

質問	回答
<p>・ 包括管理の庁内検討の際、技術系の職員はどう関わりましたか。</p>	<p>・ 技術職員は導入に向けての助言を行う形で関わりました。庁内検討は、主に事務職員において進めました。</p>
<p>・ 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者はどのような運営をしていますか。</p>	<p>・ 現在、当市において指定管理者制度を導入している施設で包括的民間委託の対象となっているものはありません。</p> <p>指定管理者制度を導入している主な施設では、指定管理者が企画運営のほかに、施設の維持管理及び小修繕の対応も行っていますが、包括的民間委託を導入する場合は、指定管理の業務範囲の見直しが必要になると思われます。</p>
<p>・ 予算化のための議会対応は？</p>	<p>・ まずは市の方針が決まった段階で、議会全員協議会で方針説明を行いました。</p> <p>その後も市政調査会の勉強会等でも詳細説明を行い、債務負担行為の議決をいただき、優先交渉権者決定についても議会全員協議会で報告することで、初年度予算化に結び付けました。</p>